

令和2年6月
堺市

建設工事に係る前払金使途の拡大の延長について（お知らせ）

建設工事に係る前払金については、国において平成28年度、平成29年度、平成30年度及び令和元年度の特例措置として、使途範囲が拡大され、本市においても同様に、使途範囲の拡大を行ってきました。

この度、国においてこの特例措置を令和2年度も継続することとなりました。このことを受け、本市においても国の取扱いと同様に、前払保証範囲の拡大に係る特例措置を延長することとしましたので、お知らせします。

については、今後は下記のとおり取扱いを定めますので、お知らせします。

記

1 特例措置の内容

平成28年度以降、毎年国において特例措置を継続していることから、今後は地方自治法施行規則に準じ、期間を定めることなく前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができるものとします。

なお、「現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）」において、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25であることについては従前のとおりです。

また、契約約款の内容については、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当できるとする期間を「平成28年4月1日から令和2年3月31日まで」から平成28年4月1日以降に、払出しの期限を「令和2年3月31日まで」から払出しの期限は定めないものに改正します。

改正後の約款については、別添新旧対照表をご確認ください。

2 適用対象

平成28年4月1日以降新たに契約締結する案件（建設工事に限る。）に係る前払金（中間前払金を含まない。）。

3 適用手続き

（1）令和2年4月1日以降に契約締結する案件

改正後の工事請負契約約款で契約締結しますので、別途手続きは不要です。

(2) 令和2年3月31日以前に契約締結が行われた案件

令和2年3月31日以前に公告その他契約の申込みの誘引が行われた案件のうち、平成28年4月1日以降に契約締結している案件であって、受注者が本改正の適用を希望する場合は、協議の上、変更契約を行うことにより、本改正を適用することができます。

変更契約を希望する場合は、様式「前払金使途の拡大の延長に係る取扱いの適用について（請求）」を工事担当課（監督員）に提出し、変更協議を請求してください。

なお、本改正の適用を希望しない場合は、変更契約の手続きは不要です。

4 留意事項

前払金の払出しの手続き等については、各保証事業会社に問合せの上、確認するようにしてください。

（参考）前払金保証事業会社

西日本建設業保証株式会社 大阪支店 TEL06-6543-2711

東日本建設業保証株式会社 大阪支店 TEL06-6226-5700

北海道建設業信用保証株式会社 TEL011-221-2092

<新旧対照表（改正箇所抜粋）>
（工事請負契約約款）新旧対照表

現行	改正後
（前払金の使用等） 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	（前払金の使用等） 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（工事請負契約約款・議決）新旧対照表

現行	改正後
（前払金の使用等） 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	（前払金の使用等） 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(工事請負契約約款 (石綿等)) 新旧対照表

現行	改正後
(前払金の使用等) 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	(前払金の使用等) 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(工事請負契約約款・議決 (石綿等)) 新旧対照表

現行	改正後
(前払金の使用等) 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。<u>ただし、平成28年4月1日から平成31年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成31年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u>	(前払金の使用等) 第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費<u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用</u>に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

様式

令和 年 月 日

堺 市 長 様

受注者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

前払金使途の拡大の延長に係る取扱いの適用について（請求）

年 月 日付けで契約締結した下記案件における前払金使途の拡大の延長に係る取扱いの適用について、協議を請求します。

記

1 契 約 番 号
(調達案件番号)

2 案 件 名

※前払金使途の拡大の延長に係る取扱い

1 適用対象

平成28年4月1日以降新たに契約締結した案件（建設工事に限る。）に係る前払金（中間前払金を含まない。）。

2 前払金使途の拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）を追加し、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。